

第九十号議案

江戸川区自動車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区自動車駐車場の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自動車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区新川地下駐車場 江戸川区なぎさ南駐車場 江戸川区東大島駅前駐車場	大阪市西淀川区柏里二丁目 四番一号	野里電気工業株式会社 代表取締役 藤川 雅浩	令和四年四月一日から令和九 年三月三十一日まで

（説明）

令和四年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区自動車駐車場の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。